

泉大津市みどりのまちづくり応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市内における公園又は道路等において、自治会や企業等の団体が自主的に実施する緑化や清掃などのみどりを増やすための活動を支援し、みどり溢れるまちを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公園又は道路等」とは、都市計画公園、都市公園、児童公園、借地公園、ポケットパーク、駅前広場、植樹柵・植樹帯を有する歩道、河川又は公共施設の屋外部分をいう。
- (2) 「緑化活動」とは、緑化、清掃などの地域協働の活動をいう。
- (3) 「参加団体」とは、市長が認定証を交付した団体をいう。
- (4) 「活動場所」とは、参加団体が設定した緑化活動を行う公園又は道路等の区域をいう。

(支援の対象となる緑化活動)

第3条 この要綱による支援の対象となる緑化活動は、別表1に定める活動内容とする。

- 2 参加団体は、別表1に掲げる活動内容のうちから実施しようとする緑化活動を自主的に選択し、決定することができる。ただし、1名で緑化活動を行う場合は、原則、活動内容を清掃・点検等並びに除草に限るものとする。
- 3 参加団体は、緑化活動を行うに当たり、施設管理者の承諾を得なければならない。
- 4 参加団体は、活動中の事故等に備えた保険に加入しなければならない。

(支援の内容)

第4条 市長は、必要に応じ参加団体に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 緑化活動報奨金の交付
- (2) サインボードの作成及び設置。ただし、参加団体が希望しない場合は、この限りでない。
- (3) ボランティアごみ袋の配布及び清掃ゴミの回収
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長は、別表1に掲げる管理内容に応じて必要な支援を行うことができる。

(参加申込み)

第5条 みどりのまちづくり応援事業に参加しようとする団体は、市長に「緑化活動参加申込書（様式1号）」を提出しなければならない。

2 参加申込書を提出できる者は、公園又は道路等において緑化活動を行い又は行おうとする次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自治会、老人会、子ども会その他の地域団体
- (2) 市民活動団体、企業・事業所、学校、商店街及びその構成員で結成したグループ
- (3) 公園又は道路等の緑化活動のために結成したグループ（その構成員が1名である場合を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緑化活動を行う団体として市長が特に認めたもの

3 市長は、緑化活動参加申込書の提出を受けたときは、当該団体と緑化活動の内容について協議を行い、支援することが適当と認められる場合は、緑化活動参加申込書を受理するものとする。

(協定の締結)

第6条 参加団体及び市は、当該活動の名称、目的、活動場所、役割分担、活動中の安全配慮、協定の解除等について定めたみどりのまちづくり応援事業に関する協定を締結する。

(認定証の交付)

第7条 市長は、前条の協定を締結したときは、参加団体に対して「認定証(様式2号)」の交付を行う。

(辞退届)

第8条 参加団体は、前条の認定証の交付後、次の各号のいずれかに該当するときは、「緑化活動辞退届(様式第3号)」を速やかに提出しなければならない。

- (1) 第5条第2項の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 活動が困難となったとき。

(報奨金の申請手続)

第9条 報奨金を受領しようとする参加団体は、1の活動場所ごとに、毎年度、「緑化活動計画承認申請書(様式4号)」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の緑化活動計画承認申請書を受理したときは、当該申請に係る報奨金の交付が法令、条例、規則及びこの要綱並びに予算で定めるところに違反しないかどうかについてこれを審査し、その結果を「緑化活動計画承認・不承認決定通知書(様式5号)」により当該団体に対し通知するものとする。

(報奨金の額)

第10条 報奨金の額は、年度を通して別表1に掲げる管理内容について同表中欄に掲げる管理頻度を満たした場合において、緑化活動を行う公園又は道路等の面積に同表右欄に掲げる面積割額及び別表2の活動保険加入金相当額に人数を乗じた額をもって算出し、予算の範囲内で支出するものとする。

2 活動団体が年度途中において緑化活動を新たに開始、若しくは中止したとき、又は活動場所の区域を変更したときの報奨金の額は、報奨金の年額を当該事由が発生した月を含めた月割りで算出した額とする。

(報告等)

第11条 決定通知書により承認された緑化活動を実施した参加団体は、1の活動場所ごとに、当該年度の緑化活動終了後、速やかに「緑化活動実績報告書(様式6号)」及び「緑化活動報奨金交付請求書(様式7号)」を市長に提出しなければならない。

2 参加団体は、緑化活動中に事故等が発生した場合には、直ちに市に「事故発生報告書(様式8号)」を提出しなければならない。

(報奨金の交付)

第12条 市長は、前条第1項の緑化活動実績報告書等を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、報奨金を交付するものとする。

ただし、市長が、特に必要があると認めたときは、年度途中においても実績にあわせて報奨金の一部を交付することができる。

(報奨金の不交付又は返還)

第13条 市長は、参加団体が緑化活動の一部又は全部を実施しなかった場合は、報奨金の一部又は全部を交付しないものとする。

2 市長は参加団体が偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けたと認めるときは、その一部又は全部を返還させることができる。

(助言と勧告)

第14条 市は、参加団体の活動に対して必要な助言、勧告ができるものとする。

(協定の解除)

第15条 市長は、みどりのまちづくり応援事業認定団体が第6条に規定する協定に抵触したとき、第8条の緑化活動辞退届を提出したとき、又はみどりのまちづくり応援事業認定団体としてふさわしくないと認め

られるときは、認定を取消し、協定を解除するものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行の期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(泉大津市緑化活動推進事業実施要綱の廃止)

第2条 この要綱の施行に伴い、泉大津市緑化活動推進事業実施要綱は廃止する。なお、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

(泉大津市アドプト・プログラム実施要領の廃止)

第3条 この要綱の施行に伴い、泉大津市アドプト・プログラム実施要領は廃止する。なお、現に締結されている協定については、この要綱に基づき締結されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1 (第 3 条、第 10 条関係)

活動内容	活動頻度	面積割額 (年額)
清掃・点検等	1 回 / 月	活動区域の面積 1 m ² あたり 10 円
除草	1 回 / 月	除草作業面積 1 m ² あたり 20 円
中低木管理 (剪定)	2 回 / 年	植栽面積 1 m ² あたり 150 円
花壇管理 (植替え)	2 回 / 年	花壇面積 1 m ² あたり 500 円
トイレ清掃	2 回 / 週	トイレ建築面積 1 m ² あたり 5,000 円

備考

- 1 清掃・点検等は、必須とする。
- 2 中低木管理の面積は、安全に作業できる範囲の面積とする。
- 3 花壇管理は、原則として、緑化活動実績報告書の提出の際に植替え前後の写真を添付すること。

別表 2 (第 10 条関係)

活動保険加入金相当額	1 名あたり 300 円
------------	--------------

様式 1 号

緑化活動参加申込書

年 月 日

泉大津市長

様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

電 話

泉大津市みどりのまちづくり応援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、緑化活動参加申込書を提出します。

公園又は道路等の名称

.....

活動区域及び面積

.....
約 m² (別添実施箇所図参照).....

活動団体の名称

.....

参加者

別表のとおり

別 表

参加者名簿

1 活動団体の名称

2 参加者

番号	氏 名	住 所	電話番号	役職	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式 2 号

認 定 証

様

貴方を泉大津市みどりのまちづくり応援事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり緑化活動団体に認定します。

公園又は道路等の名称

活動区域及び面積
約 m² (別添実施箇所図参照)

活動団体の名称

年 月 日

泉大津市長

様式 3 号

緑化活動辞退届

年 月 日

泉大津市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名
電 話

泉大津市みどりのまちづくり応援事業実施要綱第 8 条の規定により、緑化活動辞退届を提出します。

公園又は道路等の名称

活動区域及び面積
約 m² (別添実施箇所図参照).....

活動団体の名称

辞退理由

様式 4 号

緑化活動計画承認申請書

年 月 日

泉大津市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名
電 話

令和 2 年度の緑化活動を下記のとおり行いたいので、泉大津市みどりのまちづくり応援事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により、緑化活動計画承認申請書を提出します。

記

1 活動団体の名称

2 活動内容

活動内容	活動頻度	面積	備考

※面積については、清掃・点検等は活動区域全部を、除草は除草作業面積を、中低木管理は植栽面積を、花壇管理は花壇面積を、トイレ清掃はトイレ建築面積を、それぞれ記入すること。

3 添付書類 参加者名簿 ※必ず添付してください。

様式 5 号

緑化活動計画承認・不承認決定通知書

様

泉大津市長

年 月 日付けで申請のあった緑化活動計画については、次のとおり決定したので、通知します。

記

決定内容 申請のあった件について、承認・不承認とする。

(備考)

緑化活動終了後、速やかに、実績報告書等を市に提出してください。
ただし、中途の辞退をする場合は、この限りではない。

様式 6 号

緑化活動実績報告書

年 月 日

泉大津市長

様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

電 話

泉大津市みどりのまちづくり応援事業実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、緑化活動実績報告書を提出します。

1 活動団体の名称

2 活動内容

活動年月日	活動箇所	面積	活動内容	参加人数

様式 7 号

緑化活動報奨金交付請求書

年 月 日

泉大津市長

様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

⑨

電 話

泉大津市みどりのまちづくり応援事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、緑化活動報奨金交付請求書を提出します。

1 活動団体の名称

2 請求金額 円
(年 月から 年 月分)

振込先

振 込 先	フリガナ	
	氏名	
	金融機関名	銀行・金庫・組合 支店
	口座種別	1 普通 2 当座
	口座番号	右詰でご記入下さい

